

危険物の規制に関する政令 別表第3

類別	品名	性質		指定数量
第1類 (酸化性固体)		第一種酸化性固体		50kg
		第二種酸化性固体		300kg
		第三種酸化性固体		1,000kg
第2類 (可燃性固体)	硫化りん			100kg
	赤りん			100kg
	硫黄			100kg
		第一種可燃性固体		100kg
	鉄粉			500kg
		第二種可燃性固体		500kg
	引火性固体			1,000kg
第3類 (自然発火性物質及び 禁水性物質)	カリウム			10kg
	ナトリウム			10kg
	アルキルアルミニウム			10kg
	アルキルリチウム			10kg
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質		10kg
	黄りん			200ℓ
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質		50kg
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質		300kg
第4類 (引火性液体)	1. 特殊引火物	—	(ジエチルエーテル、二酸化炭素など)	50ℓ
	2. 第1石油類	非水溶性液体	(ガソリン、ベンゼン、トルエンなど)	200ℓ
		水溶性液体	(アセトン、ピリジンなど)	400ℓ
	3. アルコール類	—	(メタノール、エタノールなど)	400ℓ
	4. 第2石油類	非水溶性液体	(灯油、軽油、キシレンなど)	1,000ℓ
		水溶性液体	(氷酢酸、アクリル酸など)	2,000ℓ
	5. 第3石油類	非水溶性液体	(重油、クレオソート油など)	2,000ℓ
		水溶性液体	(グリセリン、エチレングリコールなど)	4,000ℓ
6. 第4石油類	—	(ギヤー油、シリンダー油など)	6,000ℓ	
7. 動植物油類	—	(アマニ油、ヤシ油など)	10,000ℓ	
第5類 (自己反応性物質)		第一種事故反応性物質		10kg
		二種事故反応性物		100kg
第6類 (酸化性液体)				300kg

※1 ガソリン・灯油・軽油などの身近な危険物(国内で使用される危険物のうち80%弱を占めています。)

備考

- 1 第1種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては、次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
 - イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいが若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
 - ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- 2 第2種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第1種酸化性固体以外のものであることをいう。
 - イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
 - ロ 前号ロに掲げる性状
- 3 第3種酸化性固体とは、第1種酸化性固体又は第2種酸化性固体以外のものであることをいう。
- 4 第1種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を断続するものであることをいう。
- 5 第2種可燃性固体とは、第1種可燃性固体以外のものであることをいう。
- 6 第1種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- 7 第2種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第1種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 8 第3種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1種自然発火性物質及び禁水性物質又は第2種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 9 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- 10 水溶性液体とは、一気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- 11 1種自己反応性物質とは、孔径が9ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- 12 第2種自己反応性物質とは、第1種自己反応性物質以外のものであることをいう。